

## 令和元年台風第15号から続く一連の被害にかかる被災者支援制度

支援制度の最新情報は、市のホームページまたは担当にお問い合わせください。

### ■ 被災証明書及び被災届出証明書の発行

制度の名称	対象	必要書類	担当
被災証明書	住家	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災届出書</li> <li>写真（被害箇所、住家全体）</li> <li>修理にかかる見積書の写し（写真がない場合）</li> <li>委任状（被災者と別世帯の方が届出する場合）</li> </ul>	東金市役所 課税課資産税係 ☎0475(50)1127
被災届出証明書	住家以外の家財等	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災届出書</li> <li>写真（被害箇所、家財等全体）</li> <li>委任状（所有者と別世帯の方が届出する場合）</li> </ul>	

【受付時間】 平日の午前8時30分～午後5時15分

【受付場所】 課税課・収税課窓口

※必要書類は返還しません。証明書の発行までに1週間程度お時間がかかります。また、半壊以上の被害と思われる場合は、調査員（市職員）が現地を調査します。なお、被災証明書の交付後、現地調査を希望される方は、市に住家被害の再調査を依頼することができます。

### ■ 被災者支援制度一覧

制度の名称	対象者	支援内容	担当
被災者生活再建支援金	被災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊（解体した場合）」の被害認定を受けた方	被害認定や再建方法に応じて、被災者生活再建支援金を支給します。 全壊：100万円（75万円） 大規模半壊：50万円（37.5万円） 半壊（解体）：100万円（75万円） ※再建方法に応じて加算支援金が支給されます。 ※単身世帯は（ ）内の金額です。	社会福祉課社会係 ☎0475(50)1233
被災ごみ処理費の減免	被災証明書または被災届出証明書をお持ちの方	東金市外三市町環境クリーンセンターにおいて処理できるごみについて、左記の書面をお持ちの方は、処理費（手数料）を減免します。 ※減免を受けるには、事前に申請が必要です。	環境保全課生活環境係 ☎0475(50)1170
農業用施設への被害についての補助	営農を継続する農業者	被災農業用施設の復旧・再建等に対し助成します。 ・被害状況の写真 ・復旧にかかる書類（見積書等）など 必要書類の提出が必要です。	農政課農林振興係 ☎0475(50)1137

## ■被災者支援制度一覧

制度の名称	対象者	支援内容	担 当
災害対策資金（農業用施設）	農業経営の責任者で、農業にかかる所得が50%以上を占める方	農業用施設等の被害に対し、経営安定化や施設復旧のための資金貸付を行います。 支援を受けるには、被災届出証明書が必要です。	農政課農政係 ☎0475(50)1138
県制度融資 セーフティネット資金 （一般枠）	中小企業・小規模事業者	県制度融資のセーフティネット資金において、被災された中小企業・小規模事業者への金融支援（資金融資）が行われます。 支援を受けるには、原則として本市が発行する被災届出証明書（または災証明書）が必要です。	千葉県商工労働部 経営支援課金融支援室 ☎043(223)2707 東金商工会議所 ☎0475(52)1101 商工観光課商工振興係 ☎0475(50)1155
県制度融資 セーフティネット資金 （市町村認定枠）	東金市長から認定を受けた中小企業者・小規模事業者	国が指定する地域で売上高が減少している中小企業・小規模事業者への追加の金融支援（資金融資）が行われます。 セーフティネット資金（一般枠）と併用して利用できます。	商工観光課商工振興係 ☎0475(50)1155

## ■減免制度一覧

制度の名称	対象者	支援内容	担 当
介護保険料の減免	居宅等が著しい損害を受けたこと、又は農作物が著しい被害を受けたこと等により、納付することが困難な方	災害による居宅等の損害又は、農作物の被害の程度と前年中の世帯全員の所得金額に応じて、介護保険料が減免されます。	高齢者支援課 介護給付係 ☎0475(50)1219
介護保険サービスの利用者負担金の減免	居宅、家財等が著しい損害を受けたこと等により、納付することが困難な方	災害による住宅、家財等の損害の程度と前年中の世帯全員の収入金額等に応じて、介護保険サービスの利用者負担金が減免されます。	高齢者支援課 介護給付係 ☎0475(50)1219
国民健康保険税の減免	・災害により障がい者となったとき ・災害等により住居又は家財等に甚大な損害を被ったとき ・天災等により農作物に被害を受けたとき	災害により国民健康保険税の納付が著しく困難と認められた場合は、申請により減免します。	国保年金課 国保資格課税係 ☎0475(50)1134
後期高齢者医療保険料の減免又は徴収猶予	災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき	災害により後期高齢者医療保険料の納付が著しく困難と認められた場合は、申請のより減免又は徴収猶予します。	国保年金課 高齢者医療年金係 ☎0475(50)1133

## ■減免制度一覧

制度の名称	対象者	支援内容	担 当
後期高齢者医療保険の一部負担金の減免、徴収猶予	災害で大きな損害を受けたとき	災害により医療機関への一部納付金の支払いが困難と認められるときは、申請により一部負担金の減免又は支払いの猶予を受けられる場合があります。	国保年金課 高齢者医療年金係 ☎0475(50)1133
国民健康保険の一部負担金の減免、徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災、風水害、火災等により資産に重大な損害を受けたとき</li> <li>・干ばつ、冷害等による農作物の不作等により収入が減少したとき</li> </ul>	災害により医療機関等への一部負担金の支払いが困難と認められるときは、世帯主の申請により医療費の一部負担金について減額・免除・徴収猶予が受けられる場合があります。	国保年金課 国保給付係 ☎0475(50)1250

各支援制度とその内容については、今後変更になる場合があります。最新の情報は市のホームページをご覧ください。